滋賀県
Shiga Prefecture

資　料　提　供

（県　政）

９月 24 日に公表した速報値から、
・【4. 将来負担比率】【県内各市町の健全化判断比率一覧】の
竜王町の将来負担比率を、42.1%から 51.9%に修正しています。

提供年月日　：令和８年(2026 年) 11 月 26 日
部　　局　　名：総務部
所　　属　　名：市町振興課
係　　　　名：財政係
担 当 者 名　：駒井、関、垣内
連絡先(内線)：077-528-3235（3235）
E - m a i l　：bh0003@pref.shiga.lg.jp

令和７年度決算に基づく健全化判断比率・公営企業資金不足比率（県内市町等分）の概要（確報）

令和７年度決算に基づく健全化判断比率・公営企業資金不足比率（確報）の概要をお知らせします。

健全化判断比率・資金不足比率の状況（ポイント）

Ⅰ．健全化判断比率

● 令和7年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体はなし。(健全化判断比率の算定開始以来 19年連続)

≪実質赤字比率≫
・県内市町で実質赤字が生じた団体は　**なし**(19年連続)

≪連結実質赤字比率≫
・県内市町で連結実質赤字が生じた団体は　**なし**(19年連続)

≪実質公債費比率≫
・県内市町の実質公債費比率の平均値(加重平均)は　**4.0%**(前年度　4.1%)
・実質公債費比率が18%以上の団体(地方債要許可団体)は　**なし**

≪将来負担比率≫
・県内市町の将来負担比率の平均値(加重平均)は　**数値なし**(前年度　数値なし)
注1)地方債現在高などの将来負担額に比べ、基金等の充当可能財源が多い場合、将来負担比率は算定されない。
注2)県内市町において、将来負担比率が算定される団体は9団体、算定されない団体は 10団体。

Ⅱ．資金不足比率

● 令和7年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である事業会計はなし。(6年連続)

≪資金不足比率≫
・資金不足が発生した事業会計は　**なし**(57 会計中)(前年度なし)

健全化判断比率・資金不足比率の状況（概要）

Ⅰ．健全化判断比率

● 令和7年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体はなし。（健全化判断比率の算定開始以来 19年連続）

［参考］全国の状況 ： 早期健全化基準以上 1団体 （うち財政再生基準以上 1団体）

※全国の状況は令和8年9月29日付け総務省発表（速報）によるもの（以下、本資料において同じ）。

1. 実質赤字比率

（1）県内市町で実質赤字が生じた団体は **なし**（19年連続）

実質赤字比率 ：福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
（一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率）

早期健全化基準 ：財政規模に応じ 11.25%～15%
財政再生基準 ：20%

2. 連結実質赤字比率

（1）県内市町で連結実質赤字が生じた団体は **なし**（19年連続）

連結実質赤字比率：一般会計等だけでなく、上水道事業会計、下水道事業会計、国民健康保険事業会計などすべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。
（全会計の実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率）

早期健全化基準 ：財政規模に応じ 16.25%～20%
財政再生基準 ：30%

3. 実質公債費比率

（1）県内市町の実質公債費比率の平均値(加重平均)は**4.0%**(前年度 4.1%)

	令和7年度決算	令和6年度決算	増　減
県平均	4.0%	4.1%	▲0.1ポイント
市平均	3.9%	4.0%	▲0.1ポイント
町平均	5.2%	5.3%	▲0.1 ポイント

（2）実質公債費比率が 18%以上の団体(地方債要許可団体)は なし

令和7年度決算	なし
令和6年度決算	なし

（3）各団体の前年度との比較では **10団体において改善、8団体において悪化**

[参考]全国の状況 ： 早期健全化基準以上 1団体(うち財政再生基準以上 1団体)

市区町村の平均は 5.5%(前年度 5.6%)

＜参考＞

実質公債費比率が高い団体(高い順に3団体)

令和7年度決算	①栗東市(11.4%)	②彦根市(9.3%)	③甲良町(8.0%)
令和6年度決算	①栗東市(11.8%)	②彦根市(9.2%)	③甲良町(9.0%)

実質公債費比率が低い団体(低い順に3団体)

令和7年度決算	①大津市(▲0.3%)	②近江八幡市(▲0.1%)	③長浜市(0.5%)
令和6年度決算	①大津市(▲0.4%)	②近江八幡市(0.0%)	③豊郷町(0.4%)

実質公債費比率が上昇(悪化)した団体(上位3団体)

	令和7年度決算	令和6年度決算	増　減
①豊郷町	2.3%	0.4%	1.9ポイント
②野洲市	7.6%	7.1%	0.5ポイント
②愛荘町	6.2%	5.7%	0.5ポイント

実質公債費比率が低下(改善)した団体(上位3団体)

	令和7年度決算	令和6年度決算	増　減
①甲良町	8.0%	9.0%	▲1.0ポイント
②多賀町	5.2%	6.0%	▲0.8ポイント
③日野町	5.4%	6.1%	▲0.7ポイント

実質公債費比率 ：借入金(地方債)の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。(一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率)

早期健全化基準 ：25%
財政再生基準 ：35%

4. 将来負担比率

（1）県内市町の将来負担比率の平均値（加重平均）は **数値なし**（前年度 数値なし）

※地方債現在高などの将来負担額に比べ、基金等の充当可能財源が多い場合、将来負担比率は算定されない。

	令和7年度決算	令和6年度決算	増　減
県平均	―	―	―
市平均	―	―	―
町平均	19.3%	9.3%	10.0ポイント

（2）各団体の前年度との比較では **4団体において改善、5団体において悪化**

［参考］全国の状況 ： 早期健全化基準以上の団体なし

市区町村の平均は 5.9%（前年度6.2%）

＜参考＞

将来負担比率が高い団体（高い順に3団体）

令和7年度決算	①栗東市（66.3%）	②愛荘町（58.0%）	③竜王町（51.9%）
令和6年度決算	①栗東市（73.2%）	②彦根市（53.5%）	③愛荘町（45.9%）

将来負担比率が低い（算定されない）団体

令和7年度決算	大津市、長浜市、近江八幡市、草津市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、豊郷町、甲良町
令和6年度決算	大津市、長浜市、近江八幡市、草津市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、豊郷町、甲良町、多賀町

将来負担比率が上昇（悪化）した団体（上位2団体）

	令和7年度決算	令和6年度決算	増　減
①竜王町	51.9%	29.1%	22.8ポイント
②多賀町	13.8%	―	13.8ポイント

将来負担比率が低下（改善）した団体（上位2団体）

	令和7年度決算	令和6年度決算	増　減
①彦根市	30.8%	53.5%	▲22.7ポイント
②日野町	7.5%	16.3%	▲8.8ポイント

将来負担比率　：地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。（地方公社、出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）

早期健全化基準　：350%
財政再生基準　：設定なし

Ⅱ．資金不足比率

● 令和7年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である事業会計はなし。（6年連続）

［参考］全国の状況 ： 経営健全化基準以上 3会計

1. 資金不足比率

（1）資金不足が発生した事業会計は **なし**（57 会計中）（前年度なし）

資金不足比率 ：公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。
（公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率）

経営健全化基準 ：20%

※ 資金不足比率の対象となる公営企業会計
地方公営企業法の規定の全部または一部を適用する企業に係る特別会計および
地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のものに係る特別会計

確報値

県内各市町の健全化判断比率一覧

（単位：%）

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率 ・早期健全化基準：11.25～15% ・財政再生基準：20%		連結実質赤字比率 ・早期健全化基準：16.25～20% ・財政再生基準：30%		実質公債費比率 ・早期健全化基準：25% ・財政再生基準：35%		将来負担比率 ・早期健全化基準：350% ・財政再生基準：なし	
	令和7年度決算	令和6年度決算	令和7年度決算	令和6年度決算	令和7年度決算	令和6年度決算	令和7年度決算	令和6年度決算
大津市	－ （ 11.25 ）	－ （ 11.25 ）	－ （ 16.25 ）	－ （ 16.25 ）	−0.3	−0.4	－	－
彦根市	－ （ 11.85 ）	－ （ 11.96 ）	－ （ 16.85 ）	－ （ 16.96 ）	9.3	9.2	30.8	53.5
長浜市	－ （ 11.59 ）	－ （ 11.59 ）	－ （ 16.59 ）	－ （ 16.59 ）	0.5	0.8	－	－
近江八幡市	－ （ 12.40 ）	－ （ 12.46 ）	－ （ 17.40 ）	－ （ 17.46 ）	−0.1	0.0	－	－
草津市	－ （ 11.70 ）	－ （ 11.73 ）	－ （ 16.70 ）	－ （ 16.73 ）	3.7	4.0	－	－
守山市	－ （ 12.45 ）	－ （ 12.49 ）	－ （ 17.45 ）	－ （ 17.49 ）	3.9	3.5	23.1	18.0
栗東市	－ （ 12.65 ）	－ （ 12.69 ）	－ （ 17.65 ）	－ （ 17.69 ）	11.4	11.8	66.3	73.2
甲賀市	－ （ 11.93 ）	－ （ 12.00 ）	－ （ 16.93 ）	－ （ 17.00 ）	5.9	5.8	37.7	35.6
野洲市	－ （ 12.82 ）	－ （ 12.86 ）	－ （ 17.82 ）	－ （ 17.86 ）	7.6	7.1	25.9	29.1
湖南市	－ （ 12.83 ）	－ （ 12.85 ）	－ （ 17.83 ）	－ （ 17.85 ）	7.5	7.8	－	－
高島市	－ （ 12.58 ）	－ （ 12.60 ）	－ （ 17.58 ）	－ （ 17.60 ）	7.1	6.7	－	－
東近江市	－ （ 11.68 ）	－ （ 11.71 ）	－ （ 16.68 ）	－ （ 16.71 ）	6.3	6.6	－	－
米原市	－ （ 12.87 ）	－ （ 12.90 ）	－ （ 17.87 ）	－ （ 17.90 ）	3.6	4.1	－	－
市平均	ー	ー	－	－	（ 5.1 ） 3.9	（ 5.2 ） 4.0	（ 14.1 ） －	（ 16.1 ） －
日野町	－ （ 14.15 ）	－ （ 14.25 ）	－ （ 19.15 ）	－ （ 19.25 ）	5.4	6.1	7.5	16.3
竜王町	－ （ 15.00 ）	－ （ 15.00 ）	－ （ 20.00 ）	－ （ 20.00 ）	3.7	3.7	51.9	29.1
愛荘町	－ （ 14.25 ）	－ （ 14.34 ）	－ （ 19.25 ）	－ （ 19.34 ）	6.2	5.7	58.0	45.9
豊郷町	－ （ 15.00 ）	－ （ 15.00 ）	－ （ 20.00 ）	－ （ 20.00 ）	2.3	0.4	－	－
甲良町	－ （ 15.00 ）	－ （ 15.00 ）	－ （ 20.00 ）	－ （ 20.00 ）	8.0	9.0	－	－
多賀町	－ （ 15.00 ）	－ （ 15.00 ）	－ （ 20.00 ）	－ （ 20.00 ）	5.2	6.0	13.8	－
町平均	ー	ー	－	－	（ 5.1 ） 5.2	（ 5.2 ） 5.3	（ 21.9 ） 19.3	（ 15.2 ） 9.3
市町平均	ー	ー	－	－	（ 5.1 ） 4.0	（ 5.2 ） 4.1	（ 16.6 ） －	（ 15.8 ） －

※ 実質赤字比率および連結実質赤字比率の（　）内の数値は、各市町の早期健全化基準を表しています。
※ 平均値は、各比率を加重平均（括弧内は単純平均）により求めた数値です。

確　報　値

令和７年度決算に基づく資金不足比率（法適４７会計、法非適１０会計）

経営健全化基準20%

（単位：%）

特別会計（事業）名	上　水　道	
	令和７年度決算	令和６年度決算
大津市	ー	ー
彦根市	ー	ー
近江八幡市	ー	ー
草津市	ー	ー
守山市	ー	ー
栗東市	ー	ー
甲賀市	ー	ー
野洲市	ー	ー
湖南市	ー	ー
高島市	ー	ー
東近江市	ー	ー
米原市	ー	ー
日野町	ー	ー
竜王町	ー	ー
豊郷町	ー	ー
甲良町	ー	ー
多賀町	ー	ー
長浜水道企業団	ー	ー
愛知郡広域行政組合	ー	ー

計19（ー）

特別会計（事業）名	病　院	
	令和７年度決算	令和６年度決算
彦根市	ー	ー
長浜市	ー	ー
近江八幡市	ー	ー
守山市	ー	ー
甲賀市	ー	ー
野洲市	ー	ー
高島市	ー	ー
東近江市	ー	ー

計8（ー）

特別会計（事業）名	下　水　道	
	令和７年度決算	令和６年度決算
大津市	ー	ー
彦根市	ー	ー
彦根市（下水道事業）	ー	ー
彦根市（農業集落排水）	ー	ー
長浜市	ー	ー
長浜市（公共下水道）	ー	ー
長浜市（農業集落排水）	ー	ー
近江八幡市	ー	ー
草津市	ー	ー
守山市	ー	ー
栗東市	ー	ー
栗東市（公共下水道）	ー	ー
栗東市（農業集落排水）	ー	ー
甲賀市	ー	ー
野洲市	ー	ー
湖南市	ー	ー
高島市	ー	ー
東近江市	ー	ー
米原市	ー	ー
日野町	ー	ー
竜王町	ー	ー
愛荘町	ー	ー
豊郷町	ー	ー
甲良町	ー	ー
多賀町	ー	ー

計22（ー）

特別会計（事業）名	宅地造成	
	令和７年度決算	令和６年度決算
大津市	ー	該当なし
野洲市	ー	ー
高島市	ー	該当なし
東近江市	ー	該当なし

計4（ー）

特別会計（事業）名	市　場	
	令和７年度決算	令和６年度決算
大津市	ー	ー
東近江市	ー	ー

計2（ー）

特別会計（事業）名	ガ　ス	
	令和７年度決算	令和６年度決算
大津市	ー	ー

計1（ー）

特別会計（事業）名	その他	
	令和７年度決算	令和６年度決算
甲賀市	ー	ー

計1（ー）

※資金不足額がない場合は、「ー」と表示しています。

※（　）は資金不足がある会計数を表示しています。

※今後、数値等に変更が生じる場合があります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

旧来の地方公共団体の財政再建制度では分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の問題が指摘されていたため、新たな指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化や再生を図る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」が平成21年4月に全面施行されています。法律の概要は下図のとおり。

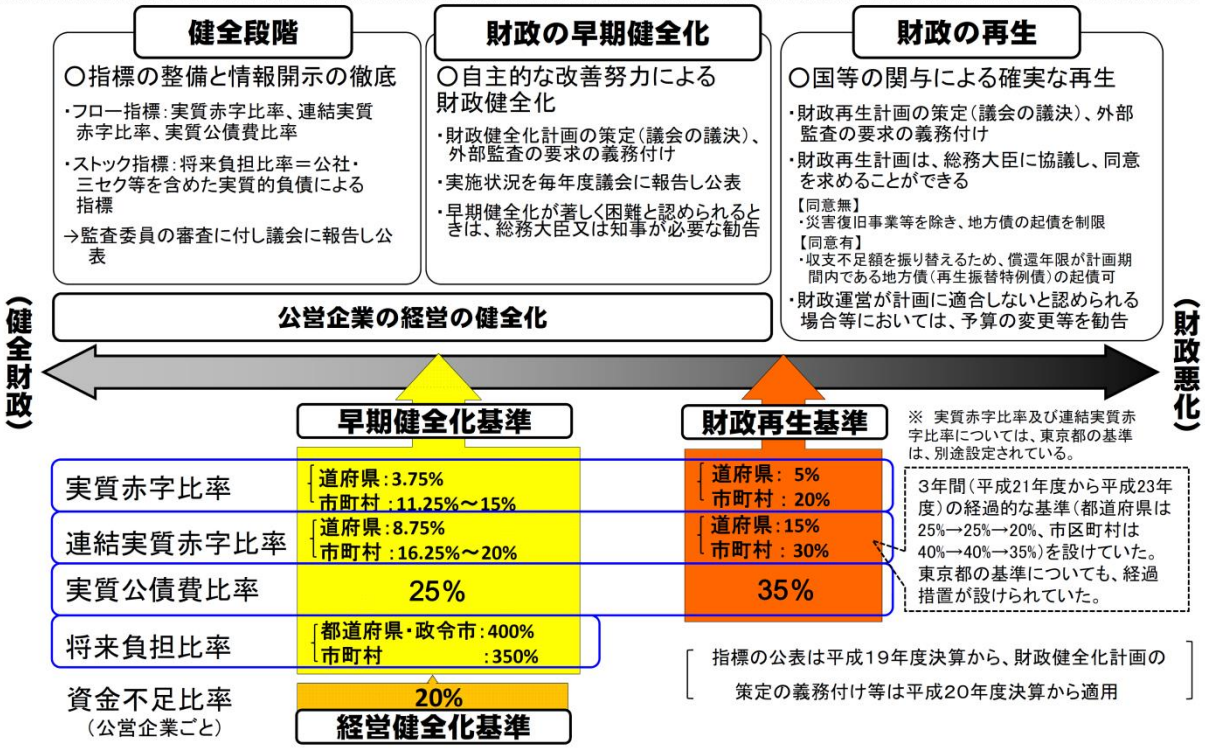

健全化判断比率等の算定の対象となる会計

○ 健全化判断比率・資金不足比率の算定の対象となる会計は下図のとおり。

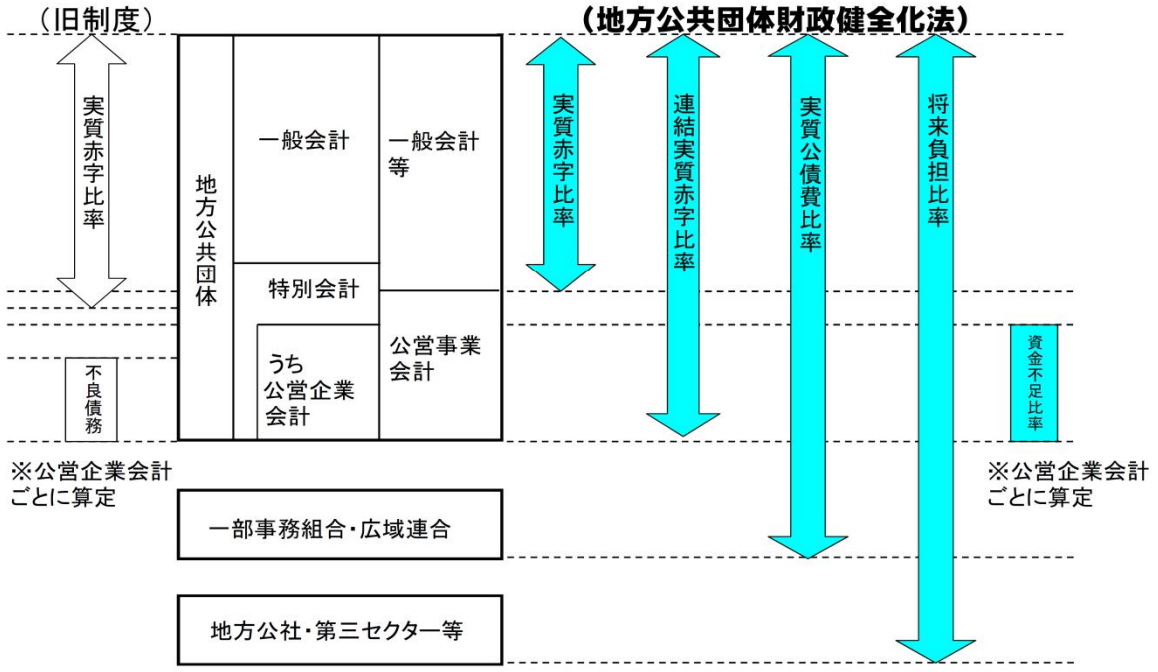

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
・実質赤字の額 ＝ 繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
　イ　一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、
　　実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
　ロ　公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
　ハ　一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
　ニ　公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金 ＋ 準元利償還金） − （特定財源 ＋ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模 − （元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

・準元利償還金：イからホまでの合計額
　イ　満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
　ロ　一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
　ハ　組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
　ニ　債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
　ホ　一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 − （充当可能基金額 ＋ 特定財源見込額 ＋ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模 − （元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

・将来負担額：イからヌまでの合計額
　イ　一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
　ロ　債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
　ハ　一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
　ニ　当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
　ホ　退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
　ヘ　地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を
　　勘案した一般会計等の負担見込額
　ト　当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等
　　の負担見込額
　チ　設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべき
　　ものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立
　　法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
　リ　連結実質赤字額
　ヌ　組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 − 流動資産） − 解消可能資金不足額
　資金の不足額（法非適用企業）＝（歳出額 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 − 歳入額） − 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
※宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：事業の規模（法適用企業）＝ 営業収益の額 − 受託工事収益の額
　事業の規模（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額 − 受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。